Ｑ＆Ａ目次

１．共通編

（１）[代理店が国債事務を行う場合の法的根拠を教えてください。](#Ｑ１－１)

（２）[振決国債が大宗を占めるようになった背景を教えてください。](#Ｑ１－２)

（３）[国債の元利金の支払期日が銀行休業日に当たるときは、いつから支払いを行うことができますか。](#Ｑ１－３)

（４）[支払済証券類に廃印を押なつするのはなぜですか。](#Ｑ１－４)

（５）[日本銀行への資金請求・決済はどのように行われるのですか。](#Ｑ１－５)

（６）[国債に消滅時効はありますか。](#Ｑ１－６)

（７）[失効証券類（消滅時効完成により効力を失った証券・利賦札等）の呈示を受けた場合には、どのように取扱えばいいですか。](#Ｑ１－７)

２．記名国債証券編

（１）[記名国債証券および印鑑票・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示するのはなぜですか。](#Ｑ２－１)

（２）[記名国債証券の支払で、課税事務を行わないのはなぜですか。](#Ｑ２－２)

（３）[記名国債証券と個人向け国債の違いは何ですか。](#Ｑ２－３)

３．無記名国債証券編

（１）[無記名国債証券の支払事務は何年まで生じる可能性がありますか。](#Ｑ３－１)

（２）[無記名国債証券の元利金の支払請求時に、請求者が「国債元利金支払票」への記入を拒んだ場合、どのように対応すればよいですか。](#Ｑ３－２)

（３）[無記名国債証券の元利金の支払いに際し、個人番号の告知等を受けるときの留意点を教えてください。](#Ｑ３－３)

４．供託振替国債編

（１）[振決国債はどのような場合に供託されるのでしょうか。](#Ｑ４－１)

（２）[振決国債の供託が成立するのはいつでしょうか。](#Ｑ４－２)

（３）[供託振替国債の元利金は誰に対して支払われるのですか。](#Ｑ４－３)

（４）[供託者が法人である場合に、個人向け国債を供託することはできますか。](#Ｑ４－４)

（５）[供託振替国債の税務関係事務は、誰の課税属性に基づき行うのですか。](#Ｑ４－５)

（６）[指定内国法人について源泉徴収不適用の措置を受けられる期間を教えてください。](#Ｑ４－６)

（７）[供託者の課税属性やマイナンバー等について、供託者の口座管理機関から通知を受ける背景を教えてください。](#Ｑ４－７)

（８）[供託者の課税属性やマイナンバー等について、供託者の口座管理機関からどのように通知を受けるのですか。](#Ｑ４－８)

（９）[供託者の口座管理機関から個人番号の通知を受ける場合の留意点を教えてください。](#Ｑ４－９)

Ｑ１－１　代理店が国債事務を行う場合の法的根拠を教えてください。

Ａ

国債に関する事務は、**国債ニ関スル法律第1条等の法令の定めに従い**行っています。

日本銀行は、国債に関する事務を行うにあたり、一般代理店（日本銀行国債事務取扱規程第2条）、国債代理店（日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令第1条第1項）および国債元利金支払取扱店（同条第2項）を設け、その事務の一部を委嘱しています。

これにより、国債権者は、日本銀行本支店に加え、一般代理店、国債代理店および国債元利金支払取扱店において、国債の元利金の支払い等を受けることが可能となっています。

**関係法令・参照規程等**

国債ニ関スル法律第1条

国債規則第4条

日本銀行国債事務取扱規程第2条

日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令第1条第1項、第2項

Ｑ１－２　振決国債が大宗を占めるようになった背景を教えてください。

Ａ

**【国債振替決済制度の導入まで】**

現在の国債残高の大宗を占める振決国債が登場する以前、国債は、国債証券（現物債）または登録国債という形態で保有されていました（国債証券、登録国債および振決国債については「代理店事務（国債事務および供託振替国債事務）の概要」p4参照）。

1970年代以降の国債取引の急増を背景に、登録国債の名義変更等が著しく増加したこと等を受け、日本銀行は、1980年（昭和55年）に国債振替決済制度を導入しました。これにより、日本銀行、制度参加者、顧客から構成される階層構造の下、国債取引に伴う受渡を帳簿上の口座振替によって行えるようになり、国債の流通、保管の円滑化・効率化が図られました。

**【新しい国債振替決済制度への移行】**

さらに、2003年（平成15年）には、「社債、株式等の振替に関する法律」の下で、新しい国債振替決済制度に移行しました。旧国債振替決済制度では、国債証券の存在を前提としていましたが、新たな制度では、国債証券の存在を前提とせず、国債が完全にペーパーレス化されました。

これ以降、新たに発行される国債は、記名国債証券等の一部の国債を除き振決国債として発行されているほか、これ以前に発行された国債証券や登録国債が、新制度への移行下で振決国債に転換されたことや、その後償還を迎えたことにより、現在では国債残高の殆どを振決国債が占めています。

▽国債の残高に占める振決国債



**関係法令・参照規程等**

日本銀行公表資料「新しい法的枠組みに基づく国債振替決済制度への移行について」

Ｑ１－３　国債の元利金の支払期日が銀行休業日に当たるときは、いつから支払いを行うことができますか。

Ａ

国債の元利金の支払期日が銀行休業日に当たるときは、その**支払期日の翌営業日**から支払いを行うことができます。

**関係法令・参照規程等**

日本銀行代理店国債事務取扱手続２１０、２２３、２３２

日本銀行国債代理店事務取扱手続２１０、２２３、２３２

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）２１０、

２２３

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）２１０、２２３

Ｑ１－４　支払済証券類に廃印を押なつするのはなぜですか。

Ａ

**【支払済証券類とは】**

国債の元利金の支払いにより保有者から回収した、支払済の証券および利賦札を総称して**支払済証券類**といいます。

**【支払済証券類に廃印を押なつする理由】**

支払済証券類と、まだ支払いを終えていない証券および利賦札が混同した場合、**元利金の二重払い**を誘発する可能性があります。このため、回収した支払済証券類には直ちにその券面上に廃印を押なつし、元利金の支払いを終えた旨を明示する扱いとしています。

**事務の留意点**

支払済証券類への廃印の押なつは、国債の元利金が支払済であることを明確にする大切な行為です。支払済証券類に廃印を押なつする際は、支払済か否かを十分に確認してください。

**関係法令・参照規程等**

日本銀行代理店国債事務取扱手続１４２

日本銀行国債代理店事務取扱手続１４２

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）１４２

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）１４２

Ｑ１－５　日本銀行への資金請求・決済はどのように行われるのですか。

Ａ

代理店において国債の元利金を支払った場合、代理店は、日本銀行に対して資金請求を行います。日本銀行では、代理店の種類に応じ、その資金請求額を代理店の日銀当預（金融機関等が日本銀行に保有している当座預金口座）に入金します。

▽資金請求の流れ

日本銀行（業務局）

統轄店（日本銀行本支店）

国債代理店

支払取まとめ店

支払請求者

預金店

（指定店）

国債元利金

支払取扱店

一般代理店

**【代理店の種類に応じた資金決済方法】**

**＜一般代理店＞**

他の国庫金の受払額と合算し、預金店（日本銀行との間に預金取引を行う代理店引受金融機関の店舗をいいます。）における日本銀行預り金勘定を通じて決済します。

**＜国債代理店・国債元利金支払取扱店（在日外国銀行等）＞**

原則として手形交換所経由で決済します。なお、手形交換決済によることができない場合等は、当座勘定への入金による直接決済も可能です。

**＜国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）＞**

当座勘定への入金により直接決済します。

**関係法令・参照規程等**

日本銀行代理店国債事務取扱手続２６０

日本銀行国債代理店事務取扱手続３００

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）２５０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）２５０

Ｑ１－６　国債に消滅時効はありますか。

Ａ

国債ニ関スル法律第9条により、**国債の消滅時効期間は、元金・賦金は10年、利子は5年**とされています。

ただし、記名国債証券は、引揚者特別交付金国庫債券、慰労金国庫債券および特別葬祭給付金国庫債券を除き、発行根拠法（「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等）の附則に「**当分の間、消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる**」と規定されています。

▽元金の消滅時効期間の計算例

償還期日の翌日の

10年後の応当日の前日

（＝消滅時効期間満了日）

（28.12.20）

償還期日の翌日の

10年後の応当日

（28.12.21）

償還期日の翌日

（18.12.21）

償還期日

（18.12.20）

**消滅時効期間**

（元金は10年）

元金の支払いは不可

（注）本例は「償還期日」および「償還期日の翌日の10年後の応当日」が営業日

である場合。「償還期日」や「償還期日の翌日の10年後の応当日」が銀行休業

日である場合は、消滅時効期間満了日が後ずれしますのでご注意ください。

**関係法令・参照規程等務の留意点**

国債ニ関スル法律第9条

日本銀行代理店国債事務取扱手続１４３

日本銀行国債代理店事務取扱手続１４３

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）１４３

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）１４３

国債便覧（日本銀行ＨＰに掲載）

Ｑ１－７　失効証券類（消滅時効完成により効力を失った証券・利賦札等）の呈示を受けた場合には、どのように取扱えばいいですか。

Ａ

**【失効証券類とは】**

失効証券類とは、国債としての効力を失った次のものをいいます。

・消滅時効完成により、効力を失った証券・利賦札

・滅紛失により、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書が発行された記名国債証券（利賦札）

・法令の定めにより無効とされた「賜金国庫債券」

**【失効証券類の提示を受けた場合の取扱い】**

効力を失った国債証券、利賦札等が流通すると元利金の誤払に繋がる可能性もあるため、国債規則第20条において、**効力を失った国債証券、利賦札等の所持人は国債事務の取扱店に対して直ちに返還する**旨が定められています。このため、代理店において、**失効証券類の呈示を受けた場合には、提出して頂くようにしてください**。

**関係法令・参照規程等**

国債規則第20条

日本銀行代理店国債事務取扱手続８１０

日本銀行国債代理店事務取扱手続７２０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）４２０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）５２０

Ｑ２－１　記名国債証券および印鑑票・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示するのはなぜですか。

Ａ

記名国債証券の元利金について、**消滅時効の起算日の基準とするため**です。

国債の消滅時効期間は、元利金の支払期日を基準に計算します。しかし、記名国債証券には、①元利金の支払期日を過ぎてから証券を交付しているものや②記名変更など時効の更新の事由が生じたものがあり、支払期日を基準に計算することができません。このため、こうした国債の時効起算日の基準とするため、新規発行証券や滅紛失代証券の交付時に「証券交付年月日等」を表示する扱いとしています。

（参考）

　現在、記名国債証券は、個別の発行根拠法に定められた特例措置として、当分の間、消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができるとされています（[Ｑ１－６参照](#Ｑ１－６)）。しかし、記名国債証券以外の国債の元利金については、そのような特例措置はないため、こうした本則扱いに復した場合に備えて、昭和49年5月1日以後に交付する記名国債証券から「証券交付年月日等」の表示を行っているものです。

**関係法令・参照規程等**

日本銀行代理店国債事務取扱手続３１４

日本銀行国債代理店事務取扱手続４１８

Ｑ２－２　記名国債証券の支払で、課税事務を行わないのはなぜですか。

Ａ

個別の発行根拠法（「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」第１２条等）において、「**租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない**」等と規定されています。

**関係法令・参照規程等**

日本銀行代理店国債事務取扱手続２３２

日本銀行国債代理店事務取扱手続２３２

Ｑ２－３　記名国債証券と個人向け国債の違いは何ですか。

Ａ

記名国債証券と個人向け国債は、ともに保有者が原則として個人に限定される国債です。

しかし、個人向け国債は、国が資金調達のために発行する国債であるほか、振決国債での保有に限定される等、記名国債証券とはその性質が異なります。

また、個人向け国債関係事務（販売、中途換金等）は、個人向け国債の取扱機関として行う事務であり、代理店事務には含まれません。

Ｑ３－１　無記名国債証券の支払事務は何年まで生じる可能性がありますか。

Ａ

無記名国債証券の元金および利子が窓口に持ち込まれた場合、それぞれの支払期日から消滅時効期間満了日までの間は支払いに応じる必要があります。無記名国債証券が窓口に持ち込まれた場合は、その都度、消滅時効期間満了日を確認のうえ、事務を行ってください。

なお、実際に窓口で支払事務が生じる無記名国債証券は、**平成14年12月以前に発行されたもののうち、消滅時効期間満了日が到来していないもの**に限られます。国債名称別に、最も後に無記名国債証券が発行された銘柄の元金の消滅時効期間が満了する年月は下表のとおりです。

（注）平成15年1月27日以後に発行された国債は、完全にペーパーレス化され、証券が発行されない振決国債として発行されているため（[Ｑ１－２参照](#Ｑ１－２)）、無記名国債証券が窓口に持ち込まれることはありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国債銘柄 | 償還年月 | 元金の消滅時効期間満了年月 |
| 利付国庫債券（10年）第244回 | 平成24年12月 | 令和 4年12月 |
| 利付国庫債券（変動・15年）第19回 | 平成29年11月 | 令和 9年11月 |
| 利付国庫債券（20年）第59回 | 令和 4年12月 | 令和14年12月 |
| 利付国庫債券（30年）第8回 | 令和14年11月 | 令和24年11月 |

**関係法令・参照規程等**

国債ニ関スル法律第9条

日本銀行代理店国債事務取扱手続１４３

日本銀行国債代理店事務取扱手続１４３

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）１４３

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）１４３

Ｑ３－２　無記名国債証券の元利金の支払請求時に、請求者が「国債元利金支払票」への記入を拒んだ場合、どのように対応すればよいですか。

※　具体的な税務手続は、税法その他税当局の指示に従い行ってください。

Ａ

税法上、元利金の支払の取扱者となる代理店引受金融機関には、元利金の請求者が公共法人等である場合を除き、告知書の提出（利子の場合）または告知（元金の場合）を受ける義務があります。具体的には、請求者の住所、氏名または名称およびマイナンバーについて、告知等を受ける必要があります。

国債元利金支払票は、日本銀行に対する資金請求額等の算出のほか、同支払票への記入により請求者から住所、氏名または名称の告知等を受けることを目的としています。したがって、請求者が国債元利金支払票（または代用する証票）への記入を拒んだ場合には、元利金を支払うことができません。

――　国債元利金支払票は、自行庫で定めた証票により代用することが可能です。また、日本銀行代理店国債事務取扱手続等に掲載した同支払票の記載例にはマイナンバーの記入欄を設けていませんが、同支払票に適宜の記入欄を設け、請求者に併せてマイナンバーの記入を求め、告知等を受ける扱いとしてもかまいません（[Ｑ３－３参照](#Ｑ３－３)）。

▽国債元利金支払票の例示

請求者から「住所」、「氏名または名称」の告知等を受ける。



**関係法令・参照規程等**

所得税法第224条、第224条の3

所得税法施行令第339条、第346条

日本銀行代理店国債事務取扱手続２１０

日本銀行国債代理店事務取扱手続２１０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）２１０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）２１０

国債元利金課税事務取扱手続３１０

Ｑ３－３　無記名国債証券の元利金の支払いに際し、個人番号の告知等を受けるときの留意点を教えてください。

※　具体的な税務手続は、税法その他税当局の指示に従い行ってください。

Ａ

無記名国債証券の元利金の支払いに際し、支払の取扱者となる代理店引受金融機関は、元利金の請求者が個人である場合には個人番号の告知等を（法人である場合には原則として法人番号の告知等を）受ける必要があります。

個人番号は、特定個人情報として、政府の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に従い、**安全管理に十分留意した取扱い**を行う必要があります。具体的には、自行庫・自社ごとに設けている取扱いルールに従って適正に取扱ってください。

特定個人情報の取扱いルールは金融機関毎に異なることも考えられるため、日本銀行代理店国債事務取扱手続等に掲載した国債元利金支払票の記載例には予めマイナンバーの記入欄を設けておらず、同支払票とは別に、自行庫・自社で定めた方法により告知等を受けることを想定しています。もっとも、自行庫・自社が定めたルールの下で、同支払票に適宜の記入欄を設け、請求者に住所等と併せて記入を求め、告知等を受ける扱いとしてもかまいません。

――　日本銀行に提出する証票等に、請求者の個人番号を記載することがないよう十分留意してください。

なお、代理店引受金融機関が、請求者との間で行う他の取引等で予め個人番号（請求者が法人である場合には法人番号。以下同じ。）の告知等を受け、本人確認の上、当該個人番号を記載した帳簿を備付けている場合には、無記名国債証券の元利金の支払いの都度、あらためて個人番号の告知等を受ける必要はないとされています。

**関係法令・参照規程等**

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

日本銀行代理店国債事務取扱手続２１０

日本銀行国債代理店事務取扱手続２１０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）２１０

国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）２１０

国債元利金課税事務取扱手続３１０

Ｑ４－１　振決国債はどのような場合に供託されるのでしょうか。

※　供託制度の詳しい内容は、法務省のＨＰ等をご参照ください。

Ａ

**【供託とは】**

供託とは、金銭、有価証券等を国の機関である供託所（法務局、地方法務局等）に提出して、その管理を委ね、供託所を通じて、債権者等の特定の相手に受領させることにより、一定の法律上の目的を達成しようとする制度です。法令に供託を義務付け、または許容する規定がなければ、供託することはできません。

**【供託の種類と振決国債の供託】**

供託は、その機能により次の5つに大別できます。

①弁済のためにする供託（弁済供託）

②担保のためにする供託（担保保証供託）

―　営業者が営業活動により生ずる債務または損害を担保するために行う供託（営業保証供託）等をいいます。

③強制執行のためにする供託（執行供託）

④没取の目的物の供託（没取供託）

― 金銭等を供託させ、一定の事由が生じたときは、供託者の所有権を取り上げて、国等に帰属させる供託（選挙供託等）をいいます。

⑤保管のための供託（保管供託）

　振決国債は、このうち、②の担保・保証か、④の選挙供託の場合に供託の目的物とすることができます。

(例)

・宅地建物取引業法に基づく営業上の保証供託 （②）

 　 宅地建物取引業を行う者が、その営業を開始するにあたり、営業保証のために振決国債を供託

・公職選挙法に基づく選挙供託 （④）

　 衆議院選挙等において公職の候補者になろうとする者が、立候補届出のために振決国債を供託

**関係法令・参照規程等**

社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項

宅地建物取引業法第25条

公職選挙法第92条Ｑ４－２　振決国債の供託が成立するのはいつでしょうか。

Ａ

**【振決国債の供託受入事務】**

振決国債の供託受入事務の流れは次のとおりです。

 供託者（顧客）



振替機関（日本銀行）

口座管理機関

|  |
| --- |
| 供託者口座 |
| ▲10万円減額 |

④による供託振替国債の振替

①

代理店引受金融機関

|  |
| --- |
| 供託所口座 |
| ＋10万円増額 |

 供託所



②

③

④

⑤

⑥

⑤による通知

①供託者による供託申請

②供託所における供託申請の審査

③供託者への供託受理決定通知書の交付

④供託者による供託振替国債の振替申請

⑤供託所の口座における供託振替国債の増額の記載または記録

⑥供託者への供託書正本の交付

**【振決国債の供託成立】**

振決国債の供託は、供託が受理された後、代理店引受金融機関に開設された**供託所の口座**に、供託振替国債にかかる**増額の記載または記録がなされること**（図中⑤）により、成立します。

**【代理店の受入事務】**

代理店では、④による供託振替国債の振替を受け、「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」４．に定められた事務を行うこととなります。

**関係法令・参照規程等**

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）４．

Ｑ４－３　供託振替国債の元利金は誰に対して支払われるのですか。

Ａ

**【供託振替国債の元利払】**

供託振替国債が元利払日を迎えた場合、日本銀行から当該供託振替国債の元利金の配分を受けた代理店引受金融機関は、当該元利金（税引後）を供託所に対して支払います。この時、代理店は、当該元利金（税引後）を供託所の保管金（供託金）に受入れます。これにより、元金および利子は、供託所において、当該供託振替国債の代わりとして保管されます。

**【元利金支払いの流れ】**

＜元利払日＞

日本銀行



①元利金の配分

（当座勘定への振込）

代理店引受金融機関



②保管金（供託金）への受入

（保管金内訳帳への受入記帳）

供託所

供託者

 



③利子の払渡請求



④利子相当額の支払い

**【利子の払渡請求】**

供託振替国債が保証金に代えて供託されたもの（例：宅地建物取引業者が営業保証金として供託している場合）であるときは、供託者は、利払日以後、利子の払渡しを供託所へ請求し、利子相当額を受領することができます。こうしたことから、供託振替国債における利子の実質所得者は供託者とされています。

**関係法令・参照規程等**

社債、株式等の振替に関する法律第278条第2項

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）６．（２）イ．

Ｑ４－４　供託者が法人である場合に、個人向け国債を供託することはできますか。

Ａ

（例）

○○会社が供託者として、当該会社の社長である△△名義の個人向け国債を供託

**【供託者が法人である場合の個人向け国債の供託可否】**

供託手続においては、供託者と供託の目的物の名義人が同一であるかを問いません。したがって、上記の例のように、供託者（○○会社）と個人向け国債の名義人（△△）が異なる場合においても、供託受理決定通知書に記載された期日までに、当該個人向け国債が供託所の口座に振替えられることで、**供託は有効に成立します**（[Ｑ４－２参照](#Ｑ４－２)）。

―　法人による個人向け国債の供託が可能であることは上記のとおりですが、個人向け国債の商品性上（注）、払渡請求者（供託者等）が法人である場合には、当該個人向け国債の払渡しはできません。元利金相当額の払渡請求は可能です。

　　　（注）個人向け国債は、原則として個人の方のみが保有することができます。

**【税務関係事務】**

供託振替国債の税務関係事務は、供託者の課税属性に基づいて行います（[Ｑ４－５参照](#Ｑ４－５)）。

したがって、上記の例では、**供託者である○○会社の課税属性に基づき**、必要な税務関係事務を行います。

**関係法令・参照規程等**

個人向け国債の発行等に関する省令第5条

Ｑ４－５　供託振替国債の税務関係事務は、誰の課税属性に基づき行うのですか。

Ａ

供託振替国債の税務関係事務は、制度開始時（平成15年1月）より、実質所得者課税の原則（所得税法第12条）の下、**供託者の課税属性に基づいて**行っています。

**【実質所得者課税の原則】**

所得税は、名義人のいかんにかかわらず、所得の実質的な帰属者（実質所得者）に対して課税されます。

**【供託振替国債における実質所得者課税の原則】**

供託振替国債の利子は、通常、供託者からの払渡請求を受けて供託者に支払われる（[Ｑ４－３参照](#Ｑ４－３)）ため、**実質所得者は供託者**と考えられます。

（例）

○○会社＜課税法人＞を供託者として、当該会社の社長である△△名義の個人向け国債を供託振替国債として受入れた場合

　・代理店引受金融機関は、税法や税当局の指示に従い、供託者である○○会社の課税属性に基づいて税務関係事務を行います。

　・具体的には、利子について所得税の源泉徴収・納付を行うとともに、○○会社の名前で利子等の支払調書の作成・提出を行います。

―　本事例では、内国法人（課税法人）にかかる税務となるため、地方税の特別徴収、支払通知書の作成は行いません。

―　税務関係事務を行う上で必要な情報は、供託者の口座管理機関から通知されます（[Ｑ４－８参照](#Ｑ４－８)）。

**関係法令・参照規程等**

所得税法第12条

Ｑ４－６　指定内国法人について源泉徴収不適用の措置を受けられる期間を教えてください。

Ａ

**【指定内国法人とは】**

金融機関、金融商品取引業者等が支払を受ける国債の利子は源泉徴収不適用ですが、これら以外の内国法人の中にも、源泉徴収不適用となるものがいます。これを**指定内国法人**といいます。

（注）具体的には、申請書を提出し、資本金（出資金）の額が1億円以上であること等につき、振替口座を開設している振替機関等の確認を受けた内国法人です。

**【源泉徴収不適用の期間は】**

指定内国法人が支払を受ける国債の利子で、**振替機関等が確認をした日の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に支払を受けるもの**については、源泉徴収は適用されません。

（例）確認日：平成28年9月15日

保有国債の利子支払期日：6月20日、12月20日

利子支払期日

（28.12.20）

確認日

（28.9.15）

利子支払期日

（29.12.20）

利子支払期日

（29.6.20）

**源泉徴収不適用**

**源泉徴収不適用**

源泉徴収適用

28.9.16～29.9.15の間に支払を受ける利子は、源泉徴収不適用

源泉徴収不適用にするためには、利子支払期日の前日までに、再度、確認を受けることが必要！

**事務の留意点**

指定内国法人が源泉徴収不適用の措置を受けられる期間は限られているため、供託者が指定内国法人である場合には、供託所の口座における口座区分の変更（自己口Ⅲ→自己口Ⅰ、自己口Ⅰ→自己口Ⅲ）を要するときがあります。口座区分の変更漏れは、供託所への元利金支払額の誤りに繋がりますので、留意してください。

**関係法令・参照規程等務の留意点**

租税特別措置法第8条第3項

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）７．

Ｑ４－７　供託者の課税属性やマイナンバー等について、供託者の口座管理機関から通知を受ける背景を教えてください。

Ａ

供託振替国債にかかる税務関係事務は、実質所得者である供託者の課税属性に基づき行います（[Ｑ４－５参照](#Ｑ４－５)）。

しかし、供託振替国債の振替先である代理店引受金融機関は、あくまで供託所の口座管理機関であって、通常、供託者と取引関係がありません。供託者から、直接告知を受けることはなく、供託者の課税属性やマイナンバー等（税務関係事務を行う上で必要な事項）も知り得ません。

このため、供託振替国債にかかる税務関係事務は、制度開始時（平成15年1月）より、税当局の指示の下、**代理店引受金融機関と供託者の口座管理機関が一体となって行う**こととしています。

具体的には、代理店引受金融機関は、供託者と取引関係のある供託者の口座管理機関から、供託者に関する事項の通知を受けることで、当該情報に基づき、税務関係事務（所得税の源泉徴収、支払調書の作成等）を行います。

 

口座開設時等に告知

本人確認

課税属性・マイナンバー等の通知

※所得税・地方税の徴収・納付

※支払調書の作成・提出

※支払通知書の作成・交付

供託者

＜供託者の口座管理機関の事務＞

＜代理店引受金融機関の事務＞

※供託者の口座管理機関からの通知に基づき、必要な場合にのみ行います。

**関係法令・参照規程等**

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）４．（１）

国債振替決済制度に関する規則第33条第3項、第5項

Ｑ４－８　供託者の課税属性やマイナンバー等について、供託者の口座管理機関からどのように通知を受けるのですか。

Ａ

代理店引受金融機関は、供託振替国債にかかる税務関係事務を行うにあたり、供託者の課税属性やマイナンバー等について、供託者の口座管理機関から通知を受けています。

これらの供託者に関する事項は、**日銀ネットにより受信する「国債振替決済受入済通知」の記事欄**および**マイナンバー等を記載した書面等**（[Ｑ４－９参照](#Ｑ４－９)）により通知されます。このうち、マイナンバー等を記載した書面等については、支払調書の作成が必要な場合に通知されます。

振替機関（日本銀行）

口座管理機関

|  |
| --- |
| 供託者口座 |

**取引関係なし**

振替申請

代理店引受金融機関

|  |
| --- |
| 供託所口座 |

**取引関係あり**

**課税属性等**

**（日銀ネットの記事欄）**

**税務関係事務を行う上で**

**必要な事項の通知**

供託者（顧客）

**課税属性等**

**（日銀ネットの記事欄）**

**マイナンバー等**

**（供託受理決定通知書の写等）**



**関係法令・参照規程等**

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）４．（１）

国債振替決済制度に関する規則第33条第3項、第5項

Ｑ４－９　供託者の口座管理機関から個人番号の通知を受ける場合の留意点を教えてください。

Ａ

**【個人番号の通知】**

供託者の個人番号の通知を受ける場合には、供託者の口座管理機関とも連携のうえ、政府の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に従い、**安全管理に十分留意した取扱い**を行う必要があります。

(参考：日本銀行における取扱い)

日本銀行が受入れた供託振替国債について個人番号の通知を受ける場合には、以下の取扱いを基本としています。

・個人番号を記載した書面等は、日本銀行本店に簡易書留等により郵送または窓口に提出する（ファクシミリは使用しない。）。

　―　個人番号以外の事項を記載した書面（供託受理決定通知書の写等）を一旦ファクシミリ送信した後、当該書面に個人番号を記載、もしくは、別葉の書面に供託者を特定できる事項とともに個人番号を記載する。

・CD-R等の電子媒体を用いる場合には、ファイルを暗号化し、パスワードは日本銀行に別途通知する。

なお、供託者の口座管理機関から供託者の個人番号の通知を受けることについては、必要な税務関係事務を行うための法令上の要請に基づくものと整理されています。

**【マイナンバーの告知にかかる取扱い】**

供託者のマイナンバーは、供託者の口座管理機関が当該供託者から告知を受けた後、代理店引受金融機関に通知されます（[Ｑ４－７参照](#Ｑ４－７)）。したがって、供託者の口座管理機関が供託者から告知を受けていない場合には、代理店引受金融機関においてもマイナンバーの通知を受けられないこととなります。この場合は、マイナンバー未確認の旨が通知され、供託者の口座管理機関が告知を受け次第、通知を受けることになります。

**関係法令・参照規程等**

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）４．（１）

国債振替決済制度に関する規則第33条第5項、第43条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

第2号